

周環境審第4-3号  
令和4年6月17日

周南市長 藤井 律子 様

周南市環境審議会

会長 中尾 勝 實



パシフィコ・エナジー徳山合同会社（仮称）周南市長穂太陽光発電事業に係る  
計画段階環境配慮書について（答申）

令和4年5月31日付け周環第492号にて諮問がありました、計画段階環境配慮書  
に対する本会意見は下記のとおりです。

## 記

### 1. 総論

#### (1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の構造・配置又は位置・規模  
の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、  
計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

#### (2) わかりやすい表現の工夫

現状のゴルフ場の植生や遊水池が、大部分太陽光パネルで覆われることになり、  
植生の減少による雨水の流出状況に大きな変化が予想される。先行事例の経験か  
ら、パネルエリアでも自生する植物も豊富で小型哺乳類の姿も見られるとされた  
が、太陽光パネルの下がどんな状況にあるのか、より分かりやすい説明が必要で  
ある。

土地の安定性や濁水の発生や反射光に関して、事業区域内の高低差や傾斜が把  
握できるような説明があればより分かりやすい。

動物・植物・生態系では文献等から周南市内に生息しているとされているもの  
を抽出し方法書以降で事業実施想定区域から1kmの範囲の現地調査を予定して  
いることを、景観では見え方のイメージや他の実績からの写真を示すなど、類似  
事業の実績からフィードバックさせて評価結果までの過程がわかりやすくなるよ  
う工夫すること。

### (3) 地元住民への説明

事業実施想定区域だけでなく、系統連系地点までの地中埋設送電線や連系開閉所、さらに主な機材・機器等の工事車両通行ルートにおける地元住民を含め、方法書以降の説明会等で、引き続き丁寧な説明に努めること。

### (4) 事業終了後の再事業化について

再生可能エネルギーの太陽光による発電所を持続可能とするために、当初計画の事業終了後にパネルの更新などによって再事業化するように努めること。

## 2. 各論

### (1) 工事の実施に関する環境要素の選定

工事計画の詳細が検討段階であることなどから、計画段階配慮事項として工事の実施に関する環境要素は選定せず、事業計画の熟度が高まる方法書以降の手続きにおいて調査、予測及び評価を実施するとしており、方法書以降の手続きで、工事により発生する濁水についてなど、適切に実施すること。

### (2) 騒音について

施設の配置計画や低騒音型施設の採用等により影響を低減できることから、計画段階配慮事項として選定しなかったが、パワーコンディショナー等の騒音を発生する施設の配置を決める段階で、近隣の民家に対する騒音影響について評価すること。

### (3) 水及び地盤環境について

造成計画及び排水計画の詳細が未定であり、今後の方法書手続き以降において具体的に検討するとしているが、太陽光パネルの設置に伴い、土地の透水係数や雨水の流出係数が変化することから、施設の配置を決める段階で、排水施設に関する基準及び指針に基づいて、排水路等の排水施設や防災調整池等の排水システムが十分に機能することを確認すること。

また表流水増加に伴う河川容量に対する安全性だけでなく、浸透水が減少することによる流域での井戸水や農業用水等への影響にも配慮すること。

### (4) 反射光について

太陽光パネルの設置場所が、標高が周辺の住居等より高いこと及び周辺樹木は可能な限り改変しない予定であり、方法書手続き以降の現地調査等を踏まえた上

で、太陽光パネルや残地森林の配置等の環境保全措置を検討するとしており、適切に実施すること。

(5) 動物・植物・生態系について

方法書以降の手続きで現地調査等において生息・生育状況等を把握し、必要に応じて、施設の配置等や土地改変の最小化等の環境保全措置を検討するとしており、適切に実施すること。

(6) 廃棄物について

大規模な太陽電池発電設備等の設置が計画され、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成 30 年 12 月環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。

以上の検討の経緯及び内容については、その旨を方法書以降の図書に適切に記載すること。